

## 草津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和3年3月30日

草津市監査委員 岡野 則 男  
草津市監査委員 横江 政 則

### 1 定期監査

#### (1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
上下水道部	給排水課
健康福祉部	保険年金課 健康増進課
教育委員会	学校給食センター 教育総務課 児童生徒支援課
総務部	税務課

(2) 監査の時期 令和2年12月22日から令和3年2月9日まで

#### (3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和元年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

#### (4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：給排水課

重点項目
・配水及び給水事業 ・汚水管渠等維持管理費 ・固定資産購入費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：保険年金課

重点項目
・後期高齢者医療保健事業費 ・特定健康診査等事業費 ・保健事業普及費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：健康増進課

重点項目
・市民の健康づくり推進費 (ただし、健康管理システム費、健康づくり推進協議会費、保健事業事務委託費は除く)
意見・指摘事項
① 地域健康づくり推進事業等実施業務について、業務の仕様を明確にし、契約手続きをより適正に執行するとともに、業務終了時には、業務履行に係る経費の報告を求め、精算対象を明確にして精緻に確認されたい。また、地域で健康づくりを進めていただいている方々の活動経費の負担方法について、より適正で効率的、効果的な手法を検討されたい。

●監査対象：学校給食センター

重点項目
・管理運営費
意見
① 各種設備の機能維持のためには、さらに計画的な修繕ならびに更新を進め、施設の安定した運営に努められたい。

●監査対象：教育総務課

重点項目
・委員会運営費 ・小学校管理運営費 ・中学校管理運営費
意見
① 各学校において、より適正で確実に物品管理できるよう効率や運用面も考慮しながら、登録すべき物品の基準や管理手法を研究されたい。あわせて、学校内・学校間で余剰物品を移動・移管するなど、新規購入の抑制に資するような仕組みづくりを研究されたい。 ② 新年度に向けて購入する物品は致し方ないが、学校と十分調整しながら、計画的かつ効率的な調達に努められたい。

●監査対象：児童生徒支援課

重点項目
・管理運営指導費のうち外国人児童生徒教育支援費 ・学力向上推進費のうち学びの教室開催費 ・同和教育指導推進費のうち自主活動学級開設費、人権教育推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：税務課

重点項目
・国保税賦課事務費 ・市民税賦課費
意見・指摘事項
① 令和2年度市・県民税課税支援業務にかかる受注者からの完了届出書について、契約書・仕様書に基づき履行されているか、遺漏なきよう検査されたい。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕〔交付金交付団体〕

監査対象団体：老上西学区まちづくり協議会、志津南学区まちづくり協議会、  
渋川学区まちづくり協議会、山田学区まちづくり協議会、笠  
縫東学区まちづくり協議会

監査実施期日：令和3年2月12日から令和3年2月17日まで

### (2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、また、交付金等交付団体として、事業交付金の執行が交付金等交付申請書に添付されている事業計画に基づき実施されているか、出納事務が適切に行われているかの観点から、主として令和元年度分について、まちづくり協働課所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

### (3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和元年度における指定管理業務ならびに、草津市まちづくり協議会交付金に係る事務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、以下のとおり一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

#### ●監査対象：老上西学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・老上西まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務 (1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務） (2) センターの利用に関する業務 (3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
老上西学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） (1) 地域一括交付金

(2) がんばる地域応援交付金
(3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
<p>【老上西学区まちづくり協議会】</p> <p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方法の見直しを検討されたい。また、通勤手当について、交付金のルールに基づき経費を仕分けしたうえで、適正な事業報告書を提出されたい。</p> <p>【まちづくり協働課】</p> <p>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、交付金のルールをしっかりと踏まえて会計サポートされるよう関係者間で調整するとともに、事業報告書に添付されている活動計算書にも役員報酬として計上されていたことから、事業報告書の審査、交付金の確定手続きにおいて十分注意されたい。また、同交付金の交付対象である職員の通勤手当について、事業報告書に添付されている活動計算書で報告されている通勤手当を含む給料手当が、事業報告書の金額と合致していなかったことから、交付申請書類や添付書類との不整合な箇所がないか十分確認して事業報告書を審査されたい。</p>

●監査対象：志津南学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・志津南まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
<p>草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務</p> <p>(1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）</p> <p>(2) センターの利用に関する業務</p> <p>(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</p>
監査対象交付金
<p>志津南学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p> <p>(1) 地域一括交付金</p> <p>(2) がんばる地域応援交付金</p> <p>(3) まちづくり協議会運営交付金</p>
意見・指摘事項
<p>【志津南学区まちづくり協議会】</p> <p>① 地域一括交付金の事業報告書における収入について、他の補助金も活用している場合など、他の収入を含めて報告書に記載されたい。また、支出における対象経費・</p>

対象外経費の仕分けについては、関係団体実施分も含め、より正確に仕分けできる  
よう事務処理方法の見直しを検討されたい。

**【まちづくり協働課】**

特になし

●監査対象：渋川学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・渋川まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務 (1) 同条例第3条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる る学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その 他市長が必要と認める業務） (2) センターの利用に関する業務 (3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
監査対象交付金
渋川学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付 金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む） (1) 地域一括交付金 (2) がんばる地域応援交付金 (3) まちづくり協議会運営交付金
意見・指摘事項
<b>【渋川学区まちづくり協議会】</b> ① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方 法の見直しを検討されたい。 <b>【まちづくり協働課】</b> ① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計 処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導された い。 ② がんばる地域応援交付金について、繰越事業費が交付決定の内容および付した条件 に適合するかどうかの調査がされていないことから、繰越があった場合の事務処理 の見直しを検討されたい。

●監査対象：山田学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・山田まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
草津市立地域まちづくりセンター条例第4条の規定に基づく次の業務

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 同条例第 3 条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）</li> <li>(2) センターの利用に関する業務</li> <li>(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</li> </ul>
監査対象交付金
<p>山田学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域一括交付金</li> <li>(2) がんばる地域応援交付金</li> <li>(3) まちづくり協議会運営交付金</li> </ul>
意見・指摘事項
<p>【山田学区まちづくり協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、積算を含め事務処理方法の見直しを検討されたい。</li> <li>② 地域一括交付金の事業報告書について、交付申請書類や添付されている活動計算書との整合がとれるよう、事務処理方法の見直しを検討されたい。</li> </ul> <p>【まちづくり協働課】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</li> <li>② 地域一括交付金の事業報告書について、事業報告書審査時に交付申請書類や活動計算書との不整合な箇所がないか十分確認されたい。</li> </ul>

●監査対象：笠縫東学区まちづくり協議会（まちづくり協働課）

施設名
・笠縫東まちづくりセンター
指定管理の業務範囲
<p>草津市立地域まちづくりセンター条例第 4 条の規定に基づく次の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 同条例第 3 条各号に掲げる業務（地域のまちづくりに関する業務、地域が豊かになる学びに関する業務、住民の意見の収集および市政情報の発信に関する業務、その他市長が必要と認める業務）</li> <li>(2) センターの利用に関する業務</li> <li>(3) センターの施設および設備の維持管理に関する業務</li> </ul>
監査対象交付金
<p>笠縫東学区まちづくり協議会に対する草津市まちづくり協議会交付金のうち、下記の交付金に関する事務（当該交付金の執行に関する所管部局の事務を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域一括交付金</li> </ul>

- (2) がんばる地域応援交付金
- (3) まちづくり協議会運営交付金

意見・指摘事項

**【笠縫東学区まちづくり協議会】**

- ① 施設の使用手続きについて、他の地域まちづくりセンターの実態を踏まえ、より適正な運用に努められたい。

**【まちづくり協働課】**

- ① 施設の使用手続きについて、各地域まちづくりセンターとともに実態を踏まえ、使用者の利便性を考慮しつつ、適正で効果的、効率的な方法を検討されたい。
- ② がんばる地域応援交付金について、繰越事業費が交付決定の内容および付した条件に適合するかどうかの調査がされていないことから、繰越があった場合の事務処理の見直しを検討されたい。